

堤内地の堤脚付近に設置する工 作物の位置等について

(平成六年五月三十一日建設省河川部第四〇号)
建設省河川局治水課長通達

堤内地において、堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、水路等の設置に伴う掘削により堤防の荷重バランスが崩れること若しくは基礎漏水が懸念される箇所においてバイピングが助長されること又は止水性のあるRC構造物等の設置により洪水時の堤防の浸潤面上昇が助長されること等の堤防の安定を損なうおそれがあることから、従来より、工作物の設置による堤防に与える影響について検討し、その設置の可否を決定してきているところであるが、この度、堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等に係る判断基準等をまとめたので、今後は、下記により取り扱われたい。

記

- (1) 堤脚から五十パーセントの勾配(二割勾配)の線より堤内側及び堤脚から二十メートル(深さ十メートル以内の工作物の場合については十メートル)を越える範囲(下図の斜線外の堤内地側の部分)における工作物の設置(堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。)については、特に支障を生じないものであること。

あること。

- (2) 掘込河道(河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上)のうち堤防高が〇・六メートル未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。
- (3) 杭基礎工等(連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。)については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面上昇に対する影響はなく、下図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。

- (4) 下図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の浸潤面に基づき堤防のすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとする。なお、旧河道や漏水の実験のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要があると考えられるものであること。
- (5) 基礎地盤が軟弱な箇所における下図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合には、荷重バランスの崩れ、浸潤面上昇等により堤防の安定性を損なうことが考えられる

ため、(4)に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておく(下図と同様の図を作成)ことが望ましいものであること。

- (6) 堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基礎漏水を生じやすい地質である場合については、すべりに対する堤防の安定性のほか基礎漏水に対する堤防の安定性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。
- (7) 排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合には、堤防のり尻より五メートル以上離すものとする。
- (8) その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

